

# オンラインによる管理栄養士免許関連手続に係る都道府県経由事務の廃止

令和4年7月11日  
新潟県

# 制度の現状及び支障事例①

## 現状

- ・管理栄養士免許の各種申請について、申請者の住所地を管轄する都道府県を経由することとされている。（栄養士法施行令第1条、第3条、第4条、第5条、第6条）



### 【申請手続き】 ○免許申請

（新規で免許申請するとき）

### ○免許証名簿訂正・書換え交付申請

（名前や本籍地の変更があったとき）

### ○再交付申請

（紛失、汚れ等があったとき）

等

## 支障

- ・都道府県は経由することにより戸籍謄本の住所氏名等との照合や栄養士免許の確認などの事務負担が生じている。
- ・特に申請の多い3～4月は、年度替わりの繁忙期とも重なり、事務負担が大きい。

### 【経由事務内容】

- ・申請書類確認
- ・書類一式国へ郵送
- ・免許証手交
- ・不備があれば補正依頼
- ・国作成の免許証受領
- ・進達書類作成
- ・申請者へ交付通知郵送

など

## 事務処理の状況(令和3年度)

### ● 新潟県

申請内容	1件当たりの 処理に要する時間※	年間処理件数	所要時間
免許申請	80分	133件	177時間20分
免許書換え交付申請	40分	7件	4時間40分
← 免許証再交付申請	40分	1件	40分

合計で  
**約24日分**  
の事務に相当

### ● 共同提案団体（岐阜県）

申請内容	1件当たりの 処理に要する時間※	年間処理件数	所要時間
免許申請	60分	187件	187時間
免許書換え交付申請	50分	82件	68時間20分
免許証再交付申請	50分	7件	5時間50分

合計で  
**約34日分**  
の事務に相当

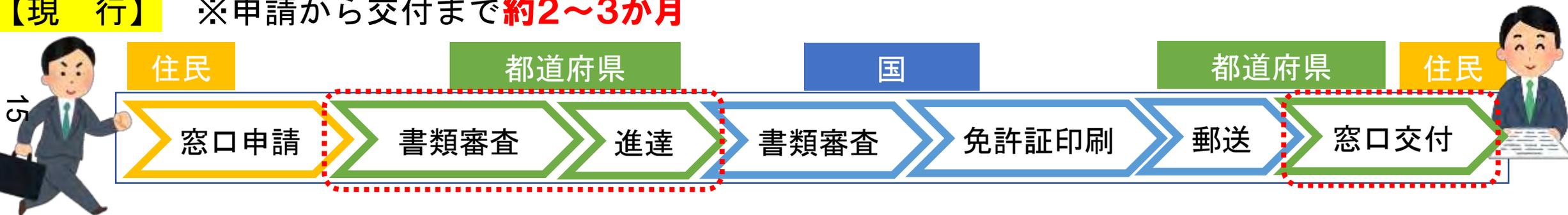
※都道府県経由事務の処理に要する時間に限る。

# 提案内容及び効果

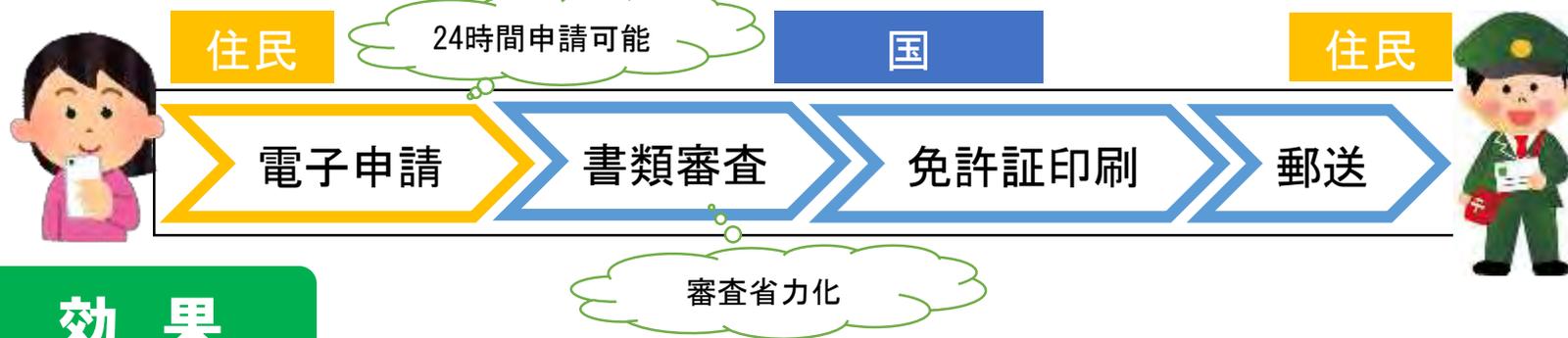
## 提案

- ・管理栄養士免許の手続については、国において、令和6年度から「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」を活用したオンライン化が予定されている。
- ・オンライン申請では、システム上での申請内容の基本的なチェックが可能となることが想定されるため、管理栄養士免許の各種申請（免許申請、免許証書換え交付申請、名簿訂正申請、免許証再交付申請、登録抹消申請）について、オンラインで申請された場合の都道府県経由事務の廃止を求める。

【現行】 ※申請から交付まで**約2～3か月**



【提案実現後（都道府県経由事務の廃止）】 ※**迅速な交付等**が可能に



## 効果

- ・都道府県の事務負担が軽減されるとともに、申請者への免許証の迅速な交付等が可能となる。

# 参考：栄養士法施行令

(免許の申請等)

第一条 (省略)

2 管理栄養士の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 管理栄養士免許証の交付は、住所地の都道府県知事を経由して行うものとする。

(名簿の訂正)

第三条 (省略)

3 管理栄養士は、前条第二項第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、管理栄養士名簿の訂正を申請しなければならない。

4 前項の申請するには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第四条 (省略)

5 管理栄養士名簿の登録の抹消を申請するには、住所地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(以下省略)

(免許証の書換え交付)

第五条 (省略)

2 管理栄養士は、管理栄養士免許証の記載事項に変更を生じたときは、住所地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に管理栄養士免許証の書換え交付を申請することができる。

(以下省略)

(免許証の再交付)

第六条 (省略)

2 管理栄養士は、管理栄養士免許証を破り、汚し、又は失つたときは、厚生労働大臣に管理栄養士免許証の再交付を申請することができる。

(中略)

5 栄養士又は管理栄養士は、免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を発見したときは、五日以内に、これを免許を与えた都道府県知事又は厚生労働大臣に返納しなければならない。

6 管理栄養士に係る第二項の申請及び前項の免許証の返納は、住所地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(以下省略)

# マイナンバーカード更新時に カードの郵送受取を可能に

愛媛県  
松山市

窓口で  
本人確認



<マイナンバーカード本体の更新時>

**本人が窓口へ出向き**、受取（本人確認） 手続きを行う必要  
があります。

# 課題

19



R 2～3年度のカード取得者が非常に多く、受取窓口が混雑しました。  
(2年間で約3,500万人、人口の約3割にカード交付)



10年後にカード本体の更新を迎えます (受取窓口混雑見込)。



暗証番号  
顔認証



暗証番号や顔認証機能によりオンラインで本人確認を行い、  
郵送により自宅でカードの受取が可能となれば、窓口へ出向くことも不要  
となります。

# 効果



市民の利便性が向上し、窓口混雑緩和にもなります。